

四日市市選管告示第58号

令和5年5月28日執行の桜財産区管理委員選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行うので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により告示する。

令和5年5月23日

四日市市選挙管理委員会委員長 渡邊 八尋

（選挙管理委員会事務局）